

要 望 書

令和 8 年 7 月 2 5 日

(あて先) 佐 倉 市 長
(秘書課市民の声班扱い)

自 治 会
区町内会名 南ユーカリが丘自治会
代表者名 中内 浩之
住 所
電話番号

1. 件 名 路面標示補修
2. 要望内容 当自治会内地域にて「路面標示」が消えており(文字が読めない)、 安全性が担保されておりません。以下計5箇所の補修を要望致します。 1) 一時停止 南ユーカリが丘11番地/12番地境(サイゼリア前) 2) 交差点 横断歩道 3) この先カーブ 2箇所 南ユーカリが丘21番地/33番地間、23番地/29番地間 4) ゾーン30 南ユーカリが丘3番地/10番地 交差点 5) ひし形 南ユーカリが丘24番地/25番地間 ご対応の程よろしくお願いいたします。
3. 要望地区略図 別添 1)~5)「路面標示補修」場所 ご参照願います。

(市役所使用欄)

受付番号	受付印
担 当 課	
☐ 受付前 担当課書面確認ある場合 確認者名 ()	

佐倉市役所 1 号館 1 階
秘書課 市民の声班
(電話：043-484-6102)

佐要第234号
令和8年8月5日

南ユーカーが丘自治会
代表者 中内 浩之 様

佐倉市長 西田 三十五
(公印省略)

要望書の回答について

平素より、佐倉市の道路行政にご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます令和8年7月25日付けでご提出のありました、『路面標示補修(受付番号234)』につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

①一時停止線及び路面標示「止まれ」の修繕

公安委員会が所管する交通規制でありますため、窓口である佐倉警察署へ令和8年7月30日に修繕要望をお伝えしました。

詳細は佐倉警察署交通課(電話:043-484-0110)までお問い合わせください。

②横断歩道の修繕

①に同じ。

③路面標示「この先カーブ」の修繕

当課にて令和8年度中に修繕いたします。

④路面標示「ゾーン30」の修繕

こちらも①と同じく交通規制の一種ですが、緑色のカラー舗装部分は市が施工し、その上に警察にて白文字を施工する形となりますため、両者間で施工時期を調整した上で修繕いたします。

⑤ダイヤモンドの修繕

①に同じ。

今後とも道路行政にご協力を宜しく願ひいたします。
道路の破損などお気付きの点がございましたら、お手数をおかけしますがご連絡ください。

(連絡先)

佐倉市土木部道路維持課 交通班 松田
TEL043-484-6152(直通) (処理番号 令和8年度131)